



公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成30年7月5日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ニトリ東広島店

(2) 所在地

広島県東広島市西条町御薗宇中組4278番地1 外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
有限会社オキヨシ	代表取締役 沖吉 武司	広島県江田島市江田島町江南一丁目9番21

3 変更年月日及び理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	理由
株式会社フジの代表者の氏名	平成30年5月17日	代表者の交代のため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	理由
株式会社ニトリの住所	平成24年10月1日	本店移転のため
有限会社オキヨシの入店	平成30年 6月1日	入店

4 届出年月日

平成30年6月27日

5 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成30年7月5日（木）から平成30年11月5日（月）まで（東広島市の休日を定める条例第1条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成30年11月5日（月）

- (2) 提出先

東広島市産業部産業振興課